

未婚のひとり親に対する寡婦(寡夫)控除の みなし適用について(保育料)

平成30年8月24日

こども未来部 保育・幼稚園課

1. 寡婦(寡夫)控除とは

配偶者と死別・離別したことがある母子家庭の母又は父子家庭の父が、所得など一定の条件を満たす場合、税法上の控除(優遇措置)を受けられる。当該制度では、ひとり親家庭として同様の生活状態であっても、婚姻歴がない場合には、この控除の対象とはならない。

2. 未婚のひとり親に対する寡婦(寡夫)控除のみなし適用

未婚のひとり親家庭の母又は父を対象に、保育料の算定において、寡婦(夫)控除のみなし適用を実施するもの。

理由

- 税制上、婚姻歴のある寡婦(夫)と未婚のひとり親の取扱いに差があることから、ひとり親家庭で同じ所得金額であっても、税額に差が生じる場合があり、保育料にも差が生じてしまう場合がある。
- 国では、未婚のひとり親について、地方税法上の寡婦(夫)控除が適用されたものとみなして、保育料を算定するための特例を設けることとしている。(子ども・子育て支援法施行令の改正) ※改正の施行期日 平成30年9月1日

3. 対象者

保育所等を利用し、現況日（所得を計算する年の12月31日）及び申請日時点において、次のすべての要件を満たしている方

- ① 婚姻したことがなく、現在も婚姻状態にない母又は父であり、生計を一にする子どもがいる方
- ② ①の子どもは、総所得金額等が38万円以下で、他の人の扶養親族になっていない子ども
- ③ 父の場合は、合計所得金額が500万円以下の方

みなし寡婦(夫)控除を適用した場合の計算例

【例】未婚のひとり親家庭(母と3歳児の2人家庭) 給与収入*200万円(合計所得金額122万円)の場合

みなし寡婦控除	市民税額	保育料(階層区分)
適用前	合計所得金額122万円－基礎控除33万円＝89万円 所得割額:89万円×6%＝51,900円	1,200円(D1階層)
適用後	前年中の合計所得金額が125万円以下(給与収入204万円以下)の人は所得割額・均等割額は非課税	0円(B階層)

(※給与収入は「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」の平均年間就労収入)

4. みなし適用による影響(軽減額)

年間約325,000円(5世帯) 平成29年8月調査時点

5. 今後のスケジュール

8月 長野市保育所等の利用者負担額等に関する規則の改正(平成30年9月1日施行)

※保育料の根拠となる「市町村民税所得割合算額」が前年度分から今年度分に切り替わる9月1日に合わせて切り替わるため。

9月 「広報ながの」9月号、ホームページ等で周知

※平成30年9月分の保育料から適用

※実施にあたっては、年内に9月に遡り適用予定